

平成 18 年 1 月 30 日

(仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業における
優先交渉権者の決定について

宇多津町長 谷川 実

平成 17 年 11 月 4 日付で募集要綱を公表し、公募を行った(仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業(以下、「本事業」という。) について、宇多津町(以下、「町」という。) では、町が設置した(仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。) による審査結果の報告を受けて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、優先交渉権者を下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

- 1 . 事業名称 : (仮称) 宇多津新給食センター整備運営事業
- 2 . 優先交渉権者 : 四電工グループ
- 3 . グループ構成 :

代表企業	構成員・協力企業
株式会社 四電工	株式会社 四電技術コンサルタント 株式会社 合田工務店 株式会社 メフォス 四国電力 株式会社 四電エナジーサービス 株式会社 株式会社 中西製作所

- 4 . 提案金額 : 4,015,203,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 8 条に基づき公表することとされている客観的な評価については、審査委員会における審査講評として、平成 18 年 2 月初旬に公表する予定です。

以 上